

## 分子科学研究所特任教員取扱要領

令和5年6月9日  
分子科学研究所長決定

### (趣旨)

第1 この要領は、自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年7月21日通則第5号。以下「就業規則」という。）第4条第1項に定める特任教員のうち、運営会議人事選考部会の定めるところによらず選考される者を、分子科学研究所（岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究所が緊密な連携及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。）において、一定期間にわたり雇用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### (職務)

第2 特任教員は、研究所長の命を受け、特定の研究やプロジェクトを推進するため又は研究所の政策判断により特に必要な業務（以下「プロジェクト等」という。）を遂行するため、研究教育に従事する。

2 前項の特任教員のうち、研究所の共通経費で雇用される特任講師（以下「特任講師（共通経費）」という。）は、前項の職務に加え、研究所長の命により、研究支援業務に従事することがあるものとする。

### (資格)

第3 特任教員の選考の基準は、就業規則に定めるほか、これに定めるところによる。

2 特任教授となることができる者は次の各号の一に該当する者とする。

一 大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）において教授の経歴のある者、研究開発法人及び独立行政法人等で大学等の教授と同等の職の経歴のある者、並びに民間企業において大学等の教授と同等の業績のある者で研究所の政策上、研究所長が特に必要と認める者

二 研究所において定年退職を迎えた専任教授のうち、引き続き、研究所において研究を継続する意向があり、自らの研究費（競争的研究費等）により研究室を新設し、管理運営が可能と研究所長が認める者

3 特任准教授、特任講師、特任講師（共通経費）及び特任助教となることができる者は、博士の学位を有する者又は同等の能力を有する者で、第2の職務を遂行するための能力及び経験を有する者

### (選考)

第4 特任教員の選考にあたり、研究所長は、次の各号に定めるとおり特任教員選考委員会を設置し、候補者を推薦させ、教授会議の議を経て候補者を決定するものとする。ただし、研究所長が特に必要と認める場合は、人事選考部会の委員、

研究所の専任教授又は専任准教授を、投票権を有する専門委員として、若干名追加することができる。

- 一 特任教授選考委員会 主幹又は施設長から3名，所内専任教授又は専任准教授から2名により構成する。
  - 二 特任准教授選考委員会 主幹又は施設長から3名，所内専任教授又は専任准教授から1名，当該特任教員の受入教員1名により構成する。
  - 三 特任講師，特任講師（共通経費）選考委員会 主幹又は施設長から3名，受入教員1名により構成する。
  - 四 特任助教選考委員会 主幹又は施設長から2名，受入教員1名により構成する。
- 2 前項の定めにかかわらず，研究所を定年退職した後，引き続き特任教授として採用する場合は，特任教員選考委員会を設置することなく，教授会議の議を経て決定することができるものとする。
  - 3 特任教授の選考における候補者は，教授会議において投票の上，出席する構成員（教授選考の投票権を有する者に限る。）の3分の2以上の可をもって決定するものとする。
  - 4 特任教員を採用したときは，研究所長は運営会議にこれを報告するものとする。

（雇用契約期間等）

第5 特任教員の雇用契約期間等は，就業規則に定めるほか，これに定めるところによる。

- 2 特任教授の雇用契約期間等は，次の各号に定めるとおりとする。
  - 一 特任教授の雇用契約期間は，従事するプロジェクト等の期間内で採用の日から5年以内とする。
  - 二 特任教授の雇用契約の更新は，審査の上，採用の日から起算して10年を限度に更新することができるものとする。なお，第3第2項第2号により採用される特任教授の雇用契約の更新にあたっては，当該特任教授が確保する研究費（競争的研究費等）の状況及び勤務成績等に基づき，審査を行うものとする。
- 3 特任准教授の雇用契約期間は，従事するプロジェクト等の期間内で採用の日から5年以内とする。ただし，従事するプロジェクト等の期間が5年を超える場合で，勤務成績が良好な者については，プロジェクト等の期間内で，採用の日から起算して10年を限度に更新することができる。
- 4 特任講師，特任講師（共通経費）の雇用契約期間等は，次の各号に定めるとおりとする。
  - 一 特任講師（特任講師（共通経費）を除く。）の雇用契約期間については，従事するプロジェクト等の期間内で採用の日から5年以内とする。ただし，従事するプロジェクト等の期間が5年を超える場合で，勤務成績が良好な者は，プロジェクト等の期間内で，採用の日から起算して10年を限度に更新することができる。
  - 二 特任講師（共通経費）の雇用契約期間については，5年以内とし，研究所長

は毎年度業績評価を行い一定の業績が認められる場合は、審査の上、教授会議の議を経て、採用の日から10年を限度に更新又は定年制移行することができる。

- 5 特任助教の雇用契約期間は、次の各号に定めるとおりとする。
  - 一 従事するプロジェクト等の期間内で採用の日から3年以内とする。ただし、やむを得ない場合においては、審査の上、1年毎の延長を認め、採用の日から通算して5年を限度に更新できるものとする。
  - 二 前号にかかわらず、グループリーダーが定年まで3年未満の場合においては、特任助教の雇用契約期間は、従事するプロジェクト等の期間内で、当該グループリーダーの定年退職日を上限に、採用の日から1年以上3年未満とすることができるものとする。
- 6 第1項から前項にかかわらず、特任教員の雇用契約期間は、自然科学研究機構の有期雇用職員となったときから起算して10年を上限とする。ただし、クロスアポイントメント制度を適用する特任教員のうち、研究所の従事割合が5割未満の者の雇用契約期間等は、クロスアポイントメント協定等に定めるところによる。

(契約期間通算の特例)

- 第6 IMSフェローから特任助教に採用された場合の雇用契約期間は通算するものとする。

(その他)

- 第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、研究所長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。
- 2 自然科学研究機構分子科学研究所特別研究員取扱要領は廃止する。